

令和6年8月26日

甘木鉄道株式会社の鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請に関するパブリック・コメントを実施します。

令和6年8月14日、甘木鉄道株式会社（本社：福岡県朝倉市）から鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請がありました。

当該申請事案について適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴き、審査の参考とするため、下記の要領にてパブリック・コメントを実施します。

1. 意見募集対象（案件名）

甘木鉄道株式会社の鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請に関する意見募集について

2. 申請の概要

別紙（次ページ以降）のとおり

3. 意見募集期間

令和6年8月26日（月）から令和6年9月9日（月）まで

4. 意見の提出先・提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/list?CLASSNAME=PCMMSTLIST&Mode=0>

「パブリック・コメント」の「案件一覧（意見募集案件）」欄に掲載された上記の【1. 意見募集対象（案件名）】を選択し、案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、e-Govの意見提出フォームまたは郵送のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

電話による意見の受付は行いません。

5. その他

提出されました意見は整理の上、e-Govパブリック・コメントの案件一覧（結果公示案件）内の当該案件の詳細に回答を掲載します。

意見に対する個別の回答は行いません。

<お問い合わせ先>

九州運輸局 鉄道部 計画課

関口

電話 092-472-4051



九州運輸局
運輸と観光で九州の元気を創ります



申請理由（抄）

当社は、第三セクター鉄道（国鉄甘木線を承継）として、昭和61年4月に開業以来、地域住民の通勤・通学をはじめとする日々の生活を支える必要不可欠な移動手段としてとして重要な役割を担うとともに、観光や地域活性化に欠くことのできない社会基盤となっています。これまで、以下の運賃改定を行ってきました。

- （1）平成元年4月……消費税導入（3%）
- （2）平成7年12月……運賃改定（値上げ幅約10%）
- （3）平成9年4月……消費税率引上げ（3%→5%）
- （4）平成26年4月……消費税率引上げ（5%→8%）
- （5）令和元年10月……消費税率引上げ（8%→10%）

このうち、平成7年12月（2）に行いました実質的な運賃改定から現在まで、約29年の間、消費税率引上げによるものを除き改定を行わず運賃を維持してまいりました。

この間、当社としましては、平成14年に行き違い駅（大原信号所・太刀洗駅）を設け、朝夕の通勤時間帯15分間隔運行開始し、平日44往復を実現しました。さらに、同年、新駅（今隈駅）、平成15年に高速との乗り換えが可能となるよう大板井駅高架駅の営業を開始するなど利便性の向上に努めてまいりました。

しかしながら、当社における経常損益は、令和2年度から令和4年度まで、新型コロナウイルス感染症拡大により、大幅な赤字が続きました。令和5年度はコロナが明け、運賃収入も令和元年度を超えることが出来ましたが、エネルギー価格や材料費高騰などによる物価高、施設・設備の老朽化に対処する費用の増大や人件費の高騰などにより、引き続き赤字となり、令和6年度計画においても、若干の回復傾向はあるものの赤字が見込まれ、以前厳しい事業運営が続いております。

一方で、安全・安心・快適な交通サービスを維持していくには、車両・保線・電気等の安全運行に関わる設備投資を今後も継続して実施していく必要があります。特に、令和7年度からは、車両の老朽化に対処するため新型車両への更新を行います。また、令和8年度以降、基山駅及び小郡駅にエレベーターの設置を実施します。そのため今回の上限変更を申請したものです。

変更しようとする旅客運賃の上限の種類および額

別紙1のとおり

その他

申請書の内容については、e-Gov パブリック・コメントの案件一覧（意見募集案件）内の当該案件の詳細に掲載します。

変更しようとする旅客運賃の上限の種類、額及び適用方法

申請	現行
旅客運賃の計算方法及び適用方法	旅客運賃の計算方法及び適用方法
第1 運賃の計算方法	第1 運賃の計算方法
1. 普通旅客運賃	1. 普通旅客運賃計算方
次の区分の額とし、これを最高額として別途定める額とする。	次の区分の額とし、これを最高額として別途定める額とする。
(対キロ区間制)	(対キロ区間制)
2和まで 200円	2和まで 170円
2和を超え 4和まで 250円	2和を超え 4和まで 210円
4和を超え 6和まで 290円	4和を超え 6和まで 250円
6和を超え 8和まで 340円	6和を超え 8和まで 290円
8和を超え 10和まで 380円	8和を超え 10和まで 330円
10和を超え 12和まで 410円	10和を超え 12和まで 350円
12和を超え 14和まで 430円	12和を超え 14和まで 370円
但し、1和まで 140円	但し、1和まで 120円
2. 定期旅客運賃	2. 定期旅客運賃
1. 対キロ区間制	1. 対キロ区間制
(1) 運賃計算方	(1) 運賃計算方
次の区分の額とし、これを最高額として別途定める額とする。	次の区分の額とし、これを最高額として別途定める額とする。
(ア) 通勤定期旅客運賃(1ヶ月)	(ア) 通勤定期旅客運賃(1ヶ月)
2和まで 8,120円	2和まで 7,060円
2和を超え 4和まで 9,700円	2和を超え 4和まで 8,430円
4和を超え 6和まで 11,300円	4和を超え 6和まで 9,820円
6和を超え 8和まで 12,880円	6和を超え 8和まで 11,200円
8和を超え 10和まで 13,990円	8和を超え 10和まで 12,160円
10和を超え 12和まで 15,090円	10和を超え 12和まで 13,120円
12和を超え 14和まで 16,210円	12和を超え 14和まで 14,090円
(イ) 通学定期旅客運賃(1ヶ月)	(イ) 通学定期旅客運賃(1ヶ月)
2和まで 5,030円	2和まで 4,370円
2和を超え 4和まで 6,030円	2和を超え 4和まで 5,240円
4和を超え 6和まで 7,010円	4和を超え 6和まで 6,090円
6和を超え 8和まで 7,970円	6和を超え 8和まで 6,930円
8和を超え 10和まで 8,710円	8和を超え 10和まで 7,570円
10和を超え 12和まで 9,320円	10和を超え 12和まで 8,100円
12和を超え 14和まで 9,920円	12和を超え 14和まで 8,620円